

ビジネスと人権に関する我が国の行動計画（NAP）の策定に向けて（案）

1. 総論

（1）目的

国内外において、ビジネスと人権への関心が高まる中、国連のビジネスと人権に関する指導原則や ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言等に基づき、国家による人権保護義務を前提としつつ、新たなグローバル・スタンダードとなりつつある企業行動の原則としての人権の尊重に係る我が国の行動計画を策定し、我が国企業に先進的な取組を促す。

政府としては、人権の保護に係る義務を果たすべく、これまで以上に努めるとともに、民間企業の取組を後押しし、責任ある企業活動を慫慂していく。

（2）我が国の行動計画の策定プロセス

ア 行政、経済界、労働界、市民社会、有識者、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行う「ビジネスと人権に関する国別行動計画に係る作業部会」を設置し、我が国の行動計画の策定に向けた意見交換を実施。

ウ 関係府省庁連絡会議（局長級）からの要請に応じ、「ビジネスと人権に関する国別行動計画に係る諮問委員会」は、同作業部会において協議された事項等について審議。

エ 同諮問委員会、同作業部会及び意見公募等で寄せられた意見を踏まえ、関係府省庁連絡会議（局長級）にて、我が国の行動計画を決定。

エ SDGs 推進本部のプロセスも念頭に置き、国内外において本行動計画を公表。

（※今後の予定としては、2019 年前半に優先分野を特定、後半に我が国の行動計画の原案作成、そして、2020 年半ばに我が国の行動計画を公表することを目指す（スケジュールは作業の状況により変更があり得る。）。

（3）我が国の行動計画期間

5 年を想定。我が国の行動計画の実施及び改定等については、今後検討していく。

（4）我が国の行動計画の推進体制

我が国の行動計画を効果的に推進するための推進体制、行動計画の周知活動等について今後検討していく。

2 我が国の行動計画に盛り込むべき主な行動を検討するにあたって

（1）「ビジネスと人権」の分野における主な課題

ア 企業並びに政府、政府関係法人及び地方公共団体における「ビジネスと人権」に対する意識・理解及び国民、消費者を含む社会全体における人権に関する意識・理解

イ 国内外のサプライチェーンにおける人権課題への対応

ウ 救済メカニズムの活用

(上記が人権に対する負の影響を予防し、減少させる上での横断的な課題であり、特にリスクの高い特定分野・事項がある場合には、これら以外に取り上げることを排除しない。)

(2) 我が国の行動計画における全体的な優先分野

ア 企業並びに政府、政府関係法人及び地方公共団体の理解促進と意識向上及び国民、消費者を含む社会全体における人権に関する理解促進と意識向上

イ 国内外のサプライチェーンにおける企業の取組を支える仕組の整備

ウ 救済メカニズムの整備及び改善

(前提として、国内事項については、国内法及び我が国が締結している人権条約を遵守するものとし、特に、本行動計画は国境を越える課題等に焦点を当てることを想定。)

(3) 我が国の行動計画に盛り込むべき主な行動を検討するにあたっての論点 (政府組織による人権保護の義務及び人権尊重の推進)

- ・ 公共調達
- ・ 開発協力・開発金融
- ・ 経済連携協定
- ・ 人権教育・啓発

(人権を尊重する企業の責任)

- ・ 国内外のサプライチェーンにおける取組
- ・ 中小企業の支援
- ・ 人権デュー・ディリジェンスの促進

(救済のアクセス)

- ・ 司法的救済
- ・ 非司法的救済

(横断的な事項)

- ・ 労働
- ・ 児童の権利の尊重
- ・ プライバシーの確保 (インターネット上の侵害等)
- ・ 消費者 (消費者の権利, エシカル消費・製品安全等)
- ・ 法の下での平等 (障害者, 女性, LGBT 等)

(了)